

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

|       |   |             |  |
|-------|---|-------------|--|
| 会議の名称 | 令和4年度第1回 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会  |             |  |
| 日時    | 令和4年6月24日(金)  | 10:00~11:10 |  |
| 場所    | 芦屋市役所 東館3階 中会議室(オンライン開催)  |             |  |
| 出席者   | 会長 丹羽 洋文<br>副会長 竹内 浩文<br>委員 國友 千枝 堺谷 恭子<br>大石 健二 横田 薫<br>山川 尚佳 坪井 政人<br>富田 泰起<br>欠席委員 白山 真悟   |             |  |
| 事務局   | 子育て政策課 部長 中西 勉 課長 小川 智瑞子<br>係長 池澤 周哉 主事 森本 明日翔<br>学校教育課 主査 上原 正也  |             |  |
| 会議の公開 | ■ 公開<br>-----<br>□ 非公開 □ 一部公開<br>会議の冒頭に諮り、出席者○人中○人の賛成多数により決定した。<br>〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕<br><非公開・一部公開とした場合の理由> |             |  |
| 傍聴者数  | 0 人   |             |  |

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 委員委嘱・任命
- (3) 会議運営上の説明
- (4) 会長・副会長の選出

<内容>

- (1) いじめ防止対策の実施状況について【報告】
- (2) 本市におけるいじめの状況と対応について【報告】
- (3) いじめ防止啓発事業について【協議】

<閉会>

2 提出資料

- 資料1 令和3年度市におけるいじめ防止等に係る取組
- 資料1 (参考) 芦屋市いじめ防止基本方針抜粋
- 資料2 本市におけるいじめの対応と取組について
- 資料2 (参考) いじめの認知について
- 資料2 (参考) 兵庫県・兵庫県教育委員会 保護者・地域向けチラシ
- 資料3 令和4年度いじめ防止啓発事業内容(案)

資料4 令和4年度いじめ防止啓発事業 年間スケジュール（予定）  
参考 「若年層の性暴力被害予防月間」リーフレット

### 3 審議内容

<開会>

#### (1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

#### (2) 委員委嘱・任命

【委嘱・任命】

【委員・事務局自己紹介】

#### (3) 会議運営上の説明

(事務局池澤) それでは、事務局から会議運営上の説明をさせていただきます。まず、本協議会ですが、芦屋市情報公開条例第19条により、公開が原則となっております。また、議事録を公開し、本協議会における発言の内容や委員名も公開することが原則となっております。つきましては議事録を正確に作成するために、レコーダーにて音声を録音させていただきます。

続きまして、本日は委員10名の内、9名に出席いただいております。半数以上の出席がありますので、この協議会は成立していることをご報告させていただきます。

#### (4) 会長・副会長の選出

(事務局池澤) それでは、会長の選出に移ります。芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条第2項により、会長は委員の互選で定めることとなっております。どなたかご推薦はございませんか。

(國友委員) いじめ防止に向け連携していく協議会ですので、普段、保護者、教職員及び行政と協力して、家庭教育と学校園教育環境がより充実するよう活動をしていただいている芦屋市PTA協議会会長の丹羽委員が適任かと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局池澤) 他にご推薦などはございませんか。先ほど、芦屋市PTA協議会会長の丹羽委員へ推薦がございましたが、丹羽委員に会長職に就任いただくということよろしいでしょうか。

【他の推薦なし】

【全員同意】

(事務局池澤) では、芦屋市PTA協議会会長の丹羽委員に会長をお願いしたいと思います。丹羽委員、どうぞよろしく申し上げます。次に、副会長につきましても委員の互選となっております。どなたかご推薦はありませんか。会長就任の丹羽委員は、特にご推薦はございませんか。

(丹羽会長) 人権問題を幅広く担当している人権・男女共生課の竹内委員に副会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【全員同意】

(事務局池澤) では、副会長は人権・男女共生課の竹内委員に決定いたします。初めに会長、副会長より一言、ご挨拶をお願いします。

#### 【会長、副会長挨拶】

(事務局池澤) それでは、今後の会の進行を会長と交代させていただきます。よろしくお願いいたします。

(丹羽会長) はい、よろしくお願いいたします。まず、本協議会を公開とする件ですが、原則どおり公開でよろしいでしょうか。

#### 【全員承認】

(丹羽会長) 本日傍聴希望者はおられますか。

(事務局池澤) 本日傍聴希望者はいらっしゃいません。

(丹羽会長) では、傍聴者はいないようですので、事務局から本日の資料の確認をお願いします。

(事務局池澤) 資料は、事前に皆様へお送りしております、「次第と委員名簿」、資料1「令和3年度いじめ防止等に係る取組」、資料2「本市におけるいじめの対応と取組について」、資料3「令和4年度取組案（いじめ防止啓発事業について）」、資料4「いじめ防止啓発事業年間スケジュール」、の5点です。

本日の資料としては以上です。お手元に不足している資料がありましたら、同内容をZOOM上に掲載していきますので、そちらをご確認ください。

事務局からは以上です。

#### <内容1> いじめ防止対策の実施状況について【報告】

(丹羽会長) それでは議題に入ります。事務局から内容1「いじめ防止対策の実施状況について」を報告してください。

(事務局池澤) 資料1「令和3年度いじめ防止等に係る取組実施状況調査」についてご説明いたしますので、お手元に資料1をご用意ください。資料1に昨年度、市が実施した内容をまとめましたのでご覧ください。上から順にご報告いたします。項目は5つあります。

項目1「教職員の資質能力の向上」について、学校教育課では、各校年間2回、スクールカウンセラーによるカウンセリングマインド研修を実施しました。また、芦屋市生徒指導連絡協議会を毎月開催し、各校の生徒指導担当教員、芦屋警察署等関係機関で、情報の共有と対応や取組の協議を行いました。打出教育文化センターでは、大学教授等の外部講師を迎え、研修を実施しました。まず、初任者研修では、「子どもが輝く学級づくり」と題して子どもの些細な変化やいじめの兆候を見逃さないための手立てや対処方法などについて学びました。また、2～5年次研修では、「いじめが起きにくいクラスと起きやすいクラスとの違いは何か」、「子どもの特性に合わせた不登校への支援」と題して、子ども自身の特性・背景などを踏まえ、いじめや不登校を予防するための取組について学びました。さらに、夏季教頭研修会では、「児童生徒のネット依存、ネットトラブル」に対する組織的な対応及び「法的な視点を生かした生徒指導・保護者対応」について学びました。

続きまして項目2「早期発見・早期対応のための措置」についてです。人権・男女共生課では、毎月2回人権擁護委員による人権相談を実施しました。令和3年度はいじめ問題に関する相談の実績はありませんでした。子ども家庭総合支援課では、不登校や家庭環境の不安定さからいじめを発見できる可能性があるため、相談面接等の聞き取りによる早期発見に努めました。さらに、いじめの被害により、ストレス症状を発症した子どもの支援を西宮子ども家庭センターと協力して行いました。資料1の2ページをご覧ください。学校教育課では、スクールソーシャルワーカーを教育相談や緊急時案の対応等で、中学校へ64回、小学校へ69回、ケース会議に10回派遣し、相談にあたりました。また、スクールカウンセラー6名を、年間235時間配置し、教師・児童生徒・保護者向けの研修会を各学校で2又は3回実施しました。引き続き学校教育課ですが、不登校、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、芦屋市カウンセリングセンターに業務委託し相談を実施しました。電話相談は133件 面接相談167件ありました。また、相談窓口ポスターを作成し、各学校へ配布、掲示を行いました。打出教育文化センターでは、実施していた教育相談については、学校教育部の教育相談体制を見直し、教育相談の窓口を学校教育課にしたため、令和3年4月1日より打出教育文化センターの不登校・友人関係等の教育相談業務を廃止しました。青少年愛護センターでは、青少年に係る問題全般について相談を受けており、いじめ・不登校に係る相談は2件ありました。情報を得た場合には、該当学校及び関係機関と連携して対応しました。教職員課では、学校業務の様々な改善を推進し、教職員が児童生徒と関係を深め、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に努めました。

続いて3ページをご覧ください。項目3「啓発活動」についてです。人権・男女共生課では、人権教室を開催しました。人権擁護委員がDVD等を用い、子どもたちに、「思いやりの心」「いのちの大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行いました。また、潮見幼稚園において花の種子、球根等を配布し、児童らが協力し合って育てることを通じて、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにするを目的とした「人権の花運動」を実施しました。また、「第69回ふれ愛シネサロン・いじめ防止啓発映画会」で啓発チラシ、缶バッジの配布、「日々の生活と人権を考える集い2021」でパンフレットを配布しました。続いて、子育て政策課では、保育所5歳児、幼稚園年長、小学6年生、中学3年生を対象に子どもの権利条約リーフレットを配布しました。また、いじめ問題対策連絡協議会において「いじめ防止週間」を策定し、市内小・中学校15校（県立・私立含む）を対象に、過去の受賞作品を用いたのぼり旗を設置し、いじめ防止啓発チラシの配布や過去の受賞作品を用いたポスターを掲示しました。また、先ほどの人権・男女共生課が実施した「ふれ愛シネサロン・いじめ防止啓発映画会」にて啓発チラシ、缶バッジの配布、芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会に啓発チラシを配布しました。続いて4ページをご覧ください。学校教育課では、保護者・地域向け啓発資料「いじめ防止啓発チラシ」の配布に加えて、いじめのチェックリストを活用しました。青少年愛護センターでは愛護委員の班集会において、ネットに潜むいじめに関する事案を紹介して注意喚起を行いました。

続いて項目4「学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実」について

です。学校教育課では、いじめアンケートを市内の全小中学校で毎学期実施し、対象者には、二者懇談等を実施しました。また、担任、担当学年だけでなく、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも積極的に相談し、児童生徒ならびに保護者に対する相談体制を充実させました。必要に応じて、関係機関と連携したケース会議や校内研究会等での研修を実施するとともに、日々の観察だけでなく、生活ノート等を活用し、いじめの早期発見に努めました。さらに、早期に適切な対応をするため、芦屋市生徒指導連絡協議会で事例の検討・協議を行いました。

続いて項目5「インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策」についてです。学校教育課では、各教科等で情報通信ネットワークや個人情報の保護、スマートフォンやSNSの危険性について考え、議論しました。また、外部講師（警察等）を招いて、学習会を小学校2校で実施しました。打出教育文化センターでは、1人1台のタブレット端末貸与の際に、家庭向けに注意事項や家庭でのルール作りに関する啓発プリントを配布し、県や国からの情報モラルに関する啓発資料を配布するよう学校へ依頼し、保護者への周知に努めました。また、芦屋市情報活用能力体系表を参照しながら発達段階に応じた「情報セキュリティ・モラル」についての指導をおこなうよう働きかけ、各校で実践を積み重ねました。事務局からの報告は以上です。

（丹羽会長） ありがとうございます。先ほどの報告について、何かご質問やご不明点はございませんか。

#### 【意見、質問等なし】

<内容2> 本市におけるいじめの状況と対応について【報告】

（丹羽会長） では、次第の内容2「本市におけるいじめの状況と対応について」について、事務局より報告してください。

（事務局上原） 本市におけるいじめの対応と取組について報告させていただきます。まず、1「いじめの定義」ですが、資料に書いておりますように、心理的又は物理的な影響を与える行為、心身の苦痛を感じているものをいじめとして取り上げており、小さなことでもいじめとして取り上げるようにしています。2「都道府県別の認知件数」について、芦屋市における認知件数は、令和3年度小学校は、約4,500人の生徒に対し、1,827件認知しています。中学校は、約1,600人の生徒に対し、272件のいじめを認知しています。全国的に見ても、かなり多い認知件数だと思います。ただ、これは本当に小さなことでも取り上げるという方針の下で、対応を行っているためです。3「学校における対応」をご覧ください。（1）学校いじめ防止基本方針の点検・修正、教職員間での共有ですが、毎年4月に学校いじめ防止基本方針を各学校で立てますが、この内容でいいかを学校でも協議し、（2）にあるように、学校いじめ防止基本方針をHPに公表し、どなたでも見られるようにしています。何か事案があるごとに各学校でいじめの対策の組織を招集して協議にあたっています。また、（4）職員会議等で校内研修会を実施したり、（5）道徳や学級活動で指導をしています。特別にいじめについての指導をすることはもちろんですが、いつどのような場面でいじめが起こるかわかりません。その芽を見つけ次第指導を実践しています。（6）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭の積極的活用による相談体制の充実ですが、各学校でス

クールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談できる体制を整えています。勤務日以外でも緊急の場合は連絡して相談に乗れるようにしています。また、養護教諭など、生徒が話しやすい教師に対していじめの相談ができる体制づくりに努めています。(7) いじめアンケート実施や教育相談、生活ノート等の活用による未然防止および早期発見ですが、各学校で毎学期いじめアンケートを実施しています。そこで気になる内容の子どもには、すぐに二者懇談を行い、内容を聞き、対応にあたっています。また、生活ノートは毎日提出するものですが、そこにヒントが載っていたりすると、教育相談を行っています。(8) いじめのチェックリストの活用する等による未然防止、(9) SNS等によるいじめの防止、対処のための啓発ですが、SNSのいじめ事案は結構上がっています。見えないところでのことなので、被害者の報告がないと対応しにくいので、今後の課題と考えています。(10) 警察をはじめ、子ども家庭総合支援課等の関係機関との連携協力しながら対応しています。これらのことは、毎月行われる生徒指導連絡協議会において、検討したり、事案について考えたりしています。

主な令和3年度の取組は、4に書いています。資料1にありました、講師による講演が昨年度はコロナ禍で人が集まることが難しく、少なかったのですが、今年度ぐらいから各学校でスマホ教室を開くなど、啓発に努める予定になっています。報告は以上です。

(丹羽会長) ありがとうございます。先ほどの報告について、何かご質問やご不明点はございませんか。

#### 【意見、質問等なし】

#### <内容3> いじめ防止啓発事業について【協議】

(丹羽会長) では、次第の内容3「いじめ防止啓発事業について」を事務局より説明してください。

(事務局池澤) 資料3「令和4年度取組具体案(いじめ防止啓発事業について)」をご覧ください。いじめ防止をテーマにした啓発事業を継続して行うことにより、子どもや保護者をはじめ市民全体にいじめをなくそうとする意識を定着させることを趣旨として啓発事業を実施させていただきたいと思えます。事務局で検討している案は、資料3に掲載の3点です。まず、いじめ防止のぼり旗の設置です。内容・効果としては、昨年度策定したいじめ防止週間、10月～11月頃に過去のロゴマークの作品を利用したのぼり旗を各校に立て、周知啓発に努めるというものです。また、継続的(毎年決まった時期)に周知を行うことができることとなります。課題としては、学校行事との調整が必要となること、のぼり旗は、芦屋市屋外広告物条例に抵触するため、公道沿いの校門には設置できないことです。2点目がいじめ防止リーフレット配布及びいじめ防止ポスターの掲示です。内容・効果としては、過去の標語やロゴマーク等の作品を利用したリーフレットを作成し、継続的な周知啓発が行えること、コミスクの活動時(随時)等関係機関に配布し、周知啓発を行うことができることです。課題としては、別途県から配布されるリーフレットもあるので、内容の検討が必要となることです。3点目がいじめ防止シールの作成です。内容・効果としては、過去のロゴマークを利用したシールを作成し、各校の先生に配布し、生徒への啓発として活用していただくことができます。課題として

は、予算上作成できる枚数に限りがあるため、配布する範囲の調整が必要となることです。なお、事務局が提案しました案を実施した場合の年間スケジュールは資料4のとおりです。事務局として、これらの案を提案させていただきます。皆様にご検討いただければと思います。年間スケジュールも含めて、これらの案以外にも何かございましたらご提案いただければ幸いです。

(丹羽会長) 事務局から提案が3案出ておりますが、質問や意見はございますか。また、その他に事業としての案はございますか。

今日決める内容で、大事なところだと思いますので、ぜひご意見を願います。学校の校長先生は実際に現場で色々なことをされていると思いますので、そういう方から何かございませぬか。岩園小学校の横田委員いかがですか。

(横田委員) 去年、いじめ防止ののぼり旗を10月から11月頃に玄関の入口に置かせていただいて、子どもたちが見ることで、いじめ防止のことに取り組んでいるということが良くわかったので、効果はあったと思います。いじめ防止シールの作成について「各校の先生に配布」とありますが、先生に配布するのですか。

(事務局池澤) 各クラスに配布するというイメージで考えております。

(横田委員) 児童にも行き渡りますか。

(事務局池澤) 50枚くらいが1シートになっているシールを作成し、それを各クラスの先生にお渡しし、クラスの全児童に足りる数を作成しますので、日々の連絡ノート等でそのシールを活用していただければと思います。

(横田委員) わかりました。

(丹羽会長) 潮見中学校の大石委員はいかがでしょう。

(大石委員) 私ものぼり旗については、非常に有り難かったと思います。年間通じて、いじめはだめだということを小学校の時から言い続けていますが、1年に1回いじめ防止週間があることで、あらためて学校だよりや、全校集会を利用して、相手が嫌な気持ちになったという段階でいじめになるといういじめの定義を全員に周知していきたいです。いじめ防止週間があると、それに合わせてできるというのは非常に大きいと思います。また、リーフレットやシールは、子どもたちに効果があると思いますので、取組をお願いしたいです。

(丹羽会長) いじめ防止週間は、先生方のご意見もありましたが、良い取組だと思います。こういう期間を設定して、いじめについて考える具体的なきっかけになるというのはとても良いと思いました。その時にそこで何をすることが大事で、資料を昨日読ませていただいて、色々な活動をされていて、親としても頼もしいですし、なるほどと思うことがたくさんありました。資料2の中で、3「学校における対応」や、4「令和3年度の取組」で紹介していただいた内容についてお話させていただきたいと思います。3が(1)から(10)まで、4が(1)から(6)までありますが、それぞれが誰に向けての活動なのか、親と先生と子どもに分けてみました。親に向けての取り組みは1個で、3(2)HPの公表等や保護者への周知が該当します。先生が取り組む活動は、3個位ありました。あとの10個位は、子どもたちに向けて働きかける活動があります。1個だけ地域に向けたもので、警察や子ども家庭総合支援課等の関係機関との連携協力があります。親としては、先生方がいじめの認知を積極的にやりましょうというのは非常に心強いです。先生方はいじめを認知したくないと思っていらっしゃるのが普通で、ややこしい、認めたくないという力がかかるのが否めないのかなと思っていましたが、そうではなくて、小さなことでも積極的に

認知していこうというのは、子どもたちにとっても、先生方が取り上げてくれる、サポートしてくれるという意味で心強いと思います。だから、その活動自体を広く知ってもらうことが大事だと思います。先生方がこういう風に取り組んでいて、こういう活動を通して子どもたちのいじめを少なくしようとしているという、普段やっているここで紹介されていることを、広めてもらいたいと思います。ここで私も初めて知りましたので、協議会の中だけで収めているのはもったいないですし、子どもたちや保護者や地域の方に、いじめ防止週間の時に、学校関係者としてはこういう思いでやっているということを発信することで意外といじめの数を減らすことに繋がるのではないかと思います。ステッカーやのぼり旗は、きっかけとして大事だと思いますが、その次に、特に何かを用意して子どもたちに授業をするというのも良いかもしれませんが、せっかく普段からやっている内容を子どもたちに向けて先生たちはこういう風に考えているということを、小さい子にはわかりやすく、中学生にはそれなりに伝えていくことができれば、いじめについて考えるきっかけになると思いました。これが1つ目です。

2つ目は、シール作成について、先ほど先生からも質問がありましたが、先生に配布するのかどうかという話で、私もこれを見たときに、先生はたくさんいらっしゃってそれぞれの価値観があると思いますので、先生方によってシールの扱いにとっても差が出ると思いました。考え方によってはシールが無駄になることもあると思います。配るとすると、例えば生活ノート、娘も先生とやり取りをしています、そういうところにシールを貼って、いじめについて考えるきっかけになっているよという伝え方と一緒に渡すとか、一工夫できると、ただシールを渡すよりは効果的だと思います。

3つ目は、シールも良いのですが、それなりに予算がかかります。先ほど親と先生と子どもに分けた中で3（5）道徳や学級活動で指導など、10個位は子どもたちに発信する活動で、多いのですが、この中に無いと思ったのが、実際にいじめを体験した人のお話です。そういった話す活動をされている方がいらっしゃるので、そういう方に話を聞くことです。先生など用意する方は、なかなか重い話になるので、ハードルが高くなるかもしれませんが、やっぱりそういうリアルな話は、今のところ種類として分けると無いです。来てもらって話をしてもらうのが一番良いとは思いますが、オンラインで話をしてもらって、それを発信者の了承を得て、動画を撮って配信するとか、そういった活動をいじめ防止週間にできると良いと思いました。

他に皆様、いかがでしょうか。

(堺谷委員) シールのことですが、先生に配布するのは良いことだと思います。活用される先生にはすごく良いことですが、生活ノートは小学校では書かないので、シールを貼る機会が無いので、無駄になる先生もいらっしゃるのではないかと思います。今のお話を聞いて、子どもたちに配るという選択肢もあるのではないかと思います。

(横田委員) 去年、岩園小学校では、いじめ防止週間の時に、犯罪被害者の会の方に来ていただいて、6年生には生で聞いてもらいました。1人1台タブレットがありますので、その日はタブレットを置いてくるように言っておいて、保護者の方はライブ配信で講演の様子を見ていただきました。他の学校でも、ある程度いじめやそういったことの生の声を聞くということをやっていると思います。

(丹羽会長) ありがとうございます。そういった活動をされているのですね。他の学校と



も共有して、一緒にやりましょうとかそういうことができればなお良いと思います。

(國友委員) 皆様のご意見を聞いておまして、会長がおっしゃられた、実際にいじめの体験をされた方の話を聞くというのはとても良いと思いました。予算のこともあるとは思いますが、いじめ防止のシールは、やはり子どもたちに直接行き渡るようにリーフレットと一緒に手元に届くことで、いじめはいけないということ、いじめで悩んでいる子がいるということをもっと多くの子どもの周知できると思います。なるべく多くの子どもの手に渡る様にさせていただけたらと思います。

(丹羽会長) ありがとうございます。事務局はいかがですか。

(事務局池澤) シールの配布先の件ですが、各クラスにと考えてはいましたが、子どもたちに直接渡すようにとご意見をいただきましたので、一度持ち帰らせていただいて、どの学年まで配布できるのかというのは予算の関係もございますので、考えさせていただいて、改めてメール等で諮らせていただき、決定いただくという形でよろしいでしょうか。

#### 【全員同意】

(丹羽会長) 事務局として特に補足するようなこと等はございませんか。

(事務局池澤) みなさま、本日は様々なご意見をいただき、どうもありがとうございました。なお、取組の実施方法等の詳細につきましては、細かい内容もございますので、会長と事務局にご一任いただき、決定させていただきたいと思いますが、その進め方でよろしいでしょうか。

#### 【全員同意】

(事務局池澤) ありがとうございます。それでは、取組について詳細が決定しましたら、委員の皆さまにご報告させていただきます。また、本日の議事録ですが、作成できた段階で一旦委員の皆さまに送付させていただきます。発言内容を確認いただき、修正等がある場合は事務局までお知らせください。原則会議の1か月以内にホームページ等で公表いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

人権・男女共生課からお知らせがございますので、お願いいたします。

(竹内副会長) 今回、いじめにも関連する部分がありますので、社会的に問題になっているデートDVについてのパンフレットを入れさせていただきました。ちょうど7月8日に山手中学校で5・6時間目にデートDVに関する啓発の授業をしていただく予定です。別の学校でも参考にしながら啓発に取り組んでいただき、生徒の皆さんにも意識を高めていただけたらと思っております。市にもDVの相談窓口がありますが、名称から重たい相談という意識になってしまい、なかなか自分がDVされているという認識にも至らない場合もあります。皆様の所で相談を受けられる中で、これはDVではないかと検知されましたら、DV相談窓口に繋いでいただくようにご協力いただけましたら幸いです。

(丹羽会長) それでは、これもちまして令和4年度第1回いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

<閉会>